

コトブキ評価情報

第10号(2018/3/27)

発行:株式会社 寿資産評価 愛知県刈谷市寿町四丁目 303 番地力メリオンビル 1st2F-2 Tel.0566-45-6118 Fax.0566-45-6119 URL.http://www.kotobuki-pro.co.jp

タイトル	カテゴリー
馬小屋敷地の評価について	固定資産評価

馬小屋敷地の地目認定・評価方法はどうする!?

- 1. 評価地の状況
- 市街化調整区域内
- ・昨年までは、田として利用していた。
- ・現状は、畑、馬小屋(簡易)、馬の運動用地(柵内)として利用している。

2. 地目認定について

評価地は、一部で畑として、また、一部では簡易 な馬小屋、馬の運動用地(柵内)が存する等、その 主たる利用目的を判定することは非常に難解といえ ます。

評価地は以前、田として利用されていた土地であり、現況が農地以外であるならば、本来、転用許可が必要な土地と考えられます。そこで、農政担当部局にて、現況を踏まえ、転用許可が必要か否かを確認することが考えられます。転用許可が不要ということであれば、農地法の規制を受ける「農地」として判断し、一方、転用許可が必要ということであれば「農地」以外の「雑種地」、「牧場」として判断することも、法的現況を反映した合理的な考え方の一つと思われます。

なお、転用許可が必要となった場合、当市においては地目「牧場」は存在しないため、新たに地目「牧場」を新設するか、現況のルールに照らし合わせれば「雑種地」として認定することになります。

3. 評価方法について

①地目:農地の場合について

・地目は「畑」、「田」とすべきか?

<「畑」とした場合の問題点>

利用状況から判断すると、地目は「畑」とすることが現況に合致します。しかし、「畑」にした場合、過年度の「田」として評価していた時期と比べ、単価及び評価額が下がることになり、附近の土地の評価と均衡を失する可能性があります(当市は畑単価の方が田単価より評価水準が高いため。)。

従って、この場合、不均衡が生じないように、新 たな評価方法等を設けることが望ましいと考えます。

<「田」とした場合の問題点>

利用現況から判断すると、用水を利用してはいないため、「田」とした場合には、現況と合致した状況とはいい難いといえます。しかし、単価及び評価額は下がることなく、附近の土地の評価と均衡を失する可能性は低いといえます。

但し、この場合には、評価の均衡上、やむを得な い措置である旨を申し送り事項として残す必要があ ると考えます。

以上から、地目:「畑」と認定、評価する場合には、 不均衡を生じさせないように、新たな評価方法(例 えば、附近の田の単価を使用、基準畑の単価を使用 等)を設けることが望ましいといえます。

地目:「田」と認定、評価する場合には、評価の均 衡上、やむを得ない措置である旨を申し送り事項と して引き継いでいくことが重要となります。

②地目:雑種地の場合について

地目:雑種地とした場合の評価方法については、宅地比準、農地比準のいずれの方法も考えられます。

本件においては、利用状況、周辺土地の状況等を踏まえると、農地比準土地として評価することが考えられます。

但し、施設、設備、造成の状況等に変化が生じ、主 として乗馬場の敷地として利用する場合には、評価方 法を見直す必要性が生じる可能性があります。

3. 他市の状況

他市の状況を調査し、以下にまとめました。

A市:馬を走らせることを目的とした概ね平坦な土地で、約5,000㎡と比較的規模を有する土地⇒宅地比準雑種地

B市:沿岸部に位置し、馬を飼っている土地。以前は、乗馬クラブがあり、宅地比準雑種地としていたが、現在は廃業している。

⇒農地比準雑種地

○ 市:乗馬場の敷地⇒宅地比準雑種地

以上

